

事務事業事後評価シート[平成24年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	企画部地域づくり課		■担当係	地域支援係
■評価事業名称	江釣子地区交流センター運営事業			
■評価事業コード	010600 - 122	■会計区分	一般会計	
■総合計画での位置づけ	■政策	06 市民が主役となり企業や行政と協働するまちづくり		
	■基本施策	02 魅力ある地域づくりの推進		
	■施策	01 地域の自主的な活動の推進		
■事業の種類	05 ソフト事業(任意)	■政策・業務区分	政策	
■法令の根拠区分	法令に特に定めのないもの			
■法令等の名称				
■関連計画の名称				
■事業の概要	地区住民の自主的な生涯学習や地域づくり活動を通じて、心豊かで住みよい地域社会を形成することを目的とする。地域の自治組織が地区交流センターの指定管理者の指定を受け、交流センター条例に基づき、生涯学習事業や地域づくり活動などの事業を実施する。			

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成24年度事業計画	平成24年度事業量実績
01	江釣子地区交流センター運営事業	江釣子地区住民		生涯学習事業37項目実施 地域づくり事業2事業実施 利用者数31,793人 利用日数335日

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
直接事業費	7,160	7,234	7,185	7,302	
人件費	823	736	811	393	
その他(公債費・減価償却費等)	5,506	5,506	9,911	9,911	
フルコスト	13,489	13,476	17,907	17,606	

4. 評価指標等の状況

指標コード	指標名	21年度	22年度	23年度	24年度	指標の説明
01	交流センターの実施事業数	10項目 2事業	22項目 2事業	28項目 2事業	37項目 2事業	○項目…生涯学習事業(多様な学習講座等の開設、子育て等家庭教育の充実、学習情報の提供・相談機能の充実、関係機関・団体との協力、支援)○事業…地域づくり事業
02	交流センター開館日数	357日	357日	330日	335日	交流センターの開館日数 357日×80%=285日開館日数 357日

事務事業事後評価シート[平成24年度事業]

03	交流センター事業への参加率	0.74	0.66	0.557	0.874	交流センター事業参加者数 ÷地区の人口
04	開館1日当たりコスト	37,574円	37,748円	54,260円	52,560円	フルコスト÷開館日数

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況

- A. 順調
- B. 概ね順調
- C. 遅れている

達成状況の分析

H18から自治組織が指定管理しており、円滑で適切な運営管理が行われている。また、交流センターが地域づくりの拠点となり、地域ごとに特色ある事業が主体的に展開されている。

問題点・課題等

老朽化が進んでいる交流センターもあり、順次施設整備を図っていく必要がある。また、センター職員のスキルアップを図るための支援が必要である。

1. 直接的な受益者の範囲

- 不特定多数に及ぶ
- 特定されるが多数に及ぶ
- 特定少数に限定される

2. 事業廃止の影響

- 大きな不利益やリスクが生じる
- ある程度の不利益やリスクが生じる
- 不利益やリスクは小さい

3. 国・県・民間との競合関係の有無

- 類似の事業はない
- 類似の事業はあるが競合はない
- 類似の事業があり競合する

4. 事業へのニーズの変化

- ニーズが高まっている
- ニーズは変わらない
- ニーズが低下している又は合致しない

5. 施策の改善需要度(市民意識調査)

- 順位が高い
- 順位が中程度
- 順位が低い

6. 施策の優先度(市民意識調査)

- 順位が高い
- 順位が中程度
- 順位が低い

7. 他市町村に比較しての優位性

- 先進的またはユニークな事業である
- 他と同程度の事業である
- 遅れている事業である

8. 実施主体の代替性

- 民間委託等の拡充は難しい
- 民間委託等の拡充が十分に可能
- 全部委託や実施主体の移行が可能

9. 経済性・効率性の向上

- 今以上の効率化や改善は難しい
- 効率化や改善を図ることは十分に可能
- 効率化や改善の余地が大きい

■今後の方向性

- I. 拡充
- II. 継続
- III. 縮小・要改善
- IV. 民間活用・協働事業化
- V. 廃止・休止
- VI. 完了

補足説明

各地区の自治組織が指定管理者となって交流センターを管理運営することにより、地域自治及び地域力向上に成果を上げていることから、指定管理による運営を継続すべきである。